

# 平成29年度神流町水質検査計画

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために不可欠であり、水道水の水質管理の中核をなすものです。

神流町の水質検査計画は、水源の種別、過去の水質検査結果、水源周辺等について総合的に検討し、検査地点、検査項目、及び検査頻度ならびに公表の方法等を定めたものです。

神流町の水質検査計画の概要はつぎのとおりです。

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び浄水の状況
4. 検査地点
5. 検査項目及び検査頻度
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の方法（自己／委託の区別）
8. 水質検査計画及び検査結果の公表

## 1. 基本方針

- ① 水質検査は、水道法で義務づけられている水道水の蛇口（給水栓水）で行い、配水系等ごとに実施します。また、原水についても検査いたします。
- ② 水質検査は、水道法で義務づけられている項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。
- ③ 検査頻度は、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。
- ④ 水質基準項目の検査は、月1回行うこととされている項目については月1回、その他の項目は、概ね3ヶ月に1回とします。
- ⑤ なお、省略可能項目については、過去の検査結果を考慮して定めます。

## 2. 水道事業の概要

### ① 給水状況

区 分	内 容
事業体の名称	神流町神流簡易水道事業
給水区域	神流町内
計画目標年度	平成31年度
計画給水人口	2,097人
計画一日最大給水量	944 m <sup>3</sup>
一日平均給水量	731 m <sup>3</sup>

## ②浄水施設の概要

浄水場の名称	万場第1浄水場	万場第2浄水場	小平浄水場
所在地	大字塩沢	大字塩沢	大字小平
水源	表流水	表流水	表流水
処理方式	急速ろ過	急速ろ過	急速ろ過
処理能力(m <sup>3</sup> /日)	41 m <sup>3</sup> /日	339 m <sup>3</sup> /日	29 m <sup>3</sup> /日

浄水場の名称	青梨浄水場	船子浄水場	麻生浄水場
所在地	大字青梨	大字船子	大字麻生
水源	表流水	表流水	表流水
処理方式	急速ろ過	急速ろ過	急速ろ過
処理能力(m <sup>3</sup> /日)	41 m <sup>3</sup> /日	14 m <sup>3</sup> /日	101 m <sup>3</sup> /日

浄水場の名称	魚尾浄水場	白水浄水場	神ヶ原浄水場
所在地	大字魚尾	大字神ヶ原	大字神ヶ原
水源	表流水	表流水	表流水
処理方式	急速ろ過	緩速ろ過	急速ろ過
処理能力(m <sup>3</sup> /日)	75 m <sup>3</sup> /日	39 m <sup>3</sup> /日	45 m <sup>3</sup> /日

浄水場の名称	平原浄水場	間物浄水場	八倉浄水場
所在地	大字平原	大字神ヶ原	大字平原
水源	表流水	表流水	表流水
処理方式	急速ろ過	急速ろ過	急速ろ過
処理能力(m <sup>3</sup> /日)	28 m <sup>3</sup> /日	14 m <sup>3</sup> /日	3 m <sup>3</sup> /日

浄水場の名称	橋倉浄水場
所在地	大字平原
水源	表流水
処理方式	緩速ろ過
処理能力(m <sup>3</sup> /日)	4 m <sup>3</sup> /日

## 3. 原水及び浄水の状況

### (1)原水の状況

水源区分	原水の水質状況	管理上の問題点
表流水	降雨等による高濁水発生時には原水が汚染される	濁度、pH値

### (2)浄水の状況

適切な浄水処理を行うことで安全で良質な水道水の供給を行っています

## 4. 検査地点

水質基準項目については、原水および配水系等ごとに給水栓で実施します。

水系別	採水場所	所在地
万場第1	塩沢ゲートボール場	大字塩沢
万場第2	総合グラウンド	大字麻生

小 平	小平集会所	大字小平
青 梨	青梨公衆トイレ	大字青梨
船 子	民 家	大字船子
麻 生	大 寄 公 園	大字柏木
魚 尾	ポケット公園	大字魚尾
白 水	基幹集落センター	大字神ヶ原
神ヶ原	中里合同庁舎	大字神ヶ原
平 原	恐竜センター	大字平原
間 物	瀬林トイレ	大字神ヶ原
八 倉	民 家	大字平原
橋 倉	民 家	大字平原

## 5. 検査項目及び検査頻度

### (1) 検査項目

#### ① 1日に1回の検査項目

下記3項目については1日に1回職員が検査を行います。  
色、濁り、残留塩素

#### ② 1ヶ月に1回の検査項目

下記の9項目については1ヶ月に1回検査を行います。  
一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC) pH値、味、臭気、色度、濁度

#### ③ 概ね3ヶ月に1回の検査項目

消毒副生成物の12項目、省略不可能の項目については、概ね3ヶ月に1回検査を行います。

##### ③-1 消毒副生成物12項目

シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド

##### ③-2 省略不可能の項目

省略可能項目のうち、過去の検出状況(過去3ヶ年の検査結果が基準値の1/5を超過した項目)により判断し、省略が不可能な項目

ただし、省略可能項目については、水質が良好で安全であることを確認するため、1年に1回検査を実施します。

水質管理目標設定項目については、農薬類を含め年1回検査します。

#### ④ 原水の検査

基準項目から消毒副生成物及び味を除いた39項目については、1年に1回検査を行います。

なお、クリプトスポリジウムについては、1年に1回検査を実施し、汚染のおそれがあることを示す指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）については年3回実施します。

水質管理目標設定項目については、農薬類を含め年1回検査します。

## (2) 検査頻度

検査頻度については、別紙（月別実施計画）のとおり行います。

## 6. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある、つぎのような場合に、臨時の水質検査を行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源及び、浄水施設に異状があったとき
- ③ 水源周辺等において、消化器系感染症が流行しているとき
- ④ その他、特に必要があると認められたとき

## 7. 水質検査の方法

検査項目①（1日に1回の検査項目）については、神流町役場職員が、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）によって、行います。

検査項目②、③、④（1日に1回の検査項目以外の検査）及び臨時の水質検査業務については、水道法第20条第3項による厚生労働大臣登録機関に委託します。

なお、委託先の選定については、検査精度と信頼性を重視し、次の①～④を満たす検査機関にします。

- ① 水質検査結果を客観的に保証する ISO9001 認証取得検査機関。
- ② 水質基準51項目すべて自社分析できる検査機関。
- ③ 緊急時の水質検査（水質基準項目）において、少なくとも3日間で検査結果の出せる検査体制が整備されている検査機関。
- ④ 検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行い、水質管理目標設定項目及びその他については厚生労働省水道課長通知、上水試験方法等によって行う。

## 8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画や水質検査結果については、町HPでの公表及び神流町役場産業建設課で閲覧できるようにします。

検査結果の評価は検査ごとに行い、検査の結果をもとに必要があれば検査計画を見直していきます。

平成29年度 水道水検査 月別実施計画(浄水)

区分	水道の名称	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
簡易水道	万場第2浄水場	C+D+9+33 +39+40	C	C	A	C+L	C	C+D+9+33 +39+40	C	C	C+D+9+33 +39+40	C	C
簡易水道	万場第1浄水場	C+D+9	C	C	A	C+L	C	C+D+9	C	C	C+D+9	C	C
簡易水道	小平浄水場	C+D+9+39 +40	C	C	A	C+L	C	C+D+9+39 +40	C	C	C+D+9+39 +40	C	C
簡易水道	青梨浄水場	C+D+9+39 +40	C	C	A	C+L	C	C+D+9+39 +40	C	C	C+D+9+39 +40	C	C
簡易水道	船子浄水場	C+D+9	C	C	A	C+L	C	C+D+9	C	C	C+D+9	C	C
簡易水道	魚尾浄水場	C+D+9+11 +39+40	C	C	A	C+L	C	C+D+9+11 +39+40	C	C	C+D+9+11 +39+40	C	C
簡易水道	白水浄水場	51	51	51	51	51+L	51	51	51	51	51	51	51
簡易水道	神ヶ原浄水場	C+D+9	C	C	A	C+L	C	C+D+9	C	C	C+D+9	C	C
簡易水道	平原浄水場	C+D+9+12 +39	C	C	A	C+L	C	C+D+9+12 +39	C	C	C+D+9+12 +39	C	C
簡易水道	麻生浄水場	C+D+9+33 +39+40	C	C	A	C+L	C	C+D+9+33 +39+40	C	C	C+D+9+33 +39+40	C	C
簡易水道	問物浄水場	C+D+6+9 +32	C	C	A	C+L	C	C+D+6+9 +32	C	C	C+D+6+9 +32	C	C
簡易水道	八倉浄水場	C+D+9	C	C	A	C+L	C	C+D+9	C	C	C+D+9	C	C
簡易水道	橋倉浄水場	C+D+9	C	C	A	C+L	C	C+D+9	C	C	C+D+9	C	C

A: 基準全項目(51)試験

1~51までの項目

B: 原水基準(39)項目試験

1~20、32~47、49、50、51の項目

C: 省略不可能9項目試験

1、2、38、46、47、48、49、50、51の項目

D: 省略不可能12項目試験

10、21~31の項目

G: 細菌2項目試験(1、2の項目)

I: クリプトスポリジウム

K: クリプトスポリジウム指標菌検査

大腸菌(定性)、嫌気性芽胞菌(定量)

L: 水質管理目標設定項目(26項目)

26: 臭素酸

27: 総トリハロメタン

28: トリクロロ酢酸

29: プロモジクロロメタン

30: プロモホルム

31: ホルムアルデヒド

32: 亜鉛及びその化合物

33: アルミニウム及びその化合物

34: 鉄及びその化合物

35: 銅及びその化合物

36: ナトリウム及びその化合物

37: マンガン及びその化合物

38: 塩化物イオン

14: 四塩化炭素

15: 1,4-ジオキサン

16: シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン

17: ジクロロメタン

18: テトラクロロエチレン

19: トリクロロエチレン

20: ベンゼン

21: 塩素酸

22: クロロ酢酸

23: クロロホルム

24: ジクロロ酢酸

25: ジプロモクロロメタン

1: 一般細菌

2: 大腸菌

3: カドミウム及びその化合物

4: 水銀及びその化合物

5: ヒレン及びその化合物

6: 鉛及びその化合物

7: ヒ素及びその化合物

8: 六価クロム化合物

9: 亜硝酸態窒素

10: シアン化合物イオン及び塩化シアン

11: 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

12: フッ素及びその化合物

13: ホウ素及びその化合物

39: カルシウム、マグネシウム等(硬度)

40: 蒸気残留物

41: 陰イオン界面活性剤

42: ジェオズミン

43: 2-メチルインホルネオール

44: 非イオン界面活性剤

45: フェノール類

46: 有機物(TOC)

47: pH値

48: 味

49: 臭気

50: 色度

51: 濁度

平成29年度 水道水検査 月別実施計画(原水)

区分	水道の名称	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
簡易水道	万場第2浄水場			B+K		L	I			K			K
簡易水道	万場第1浄水場			B+K		L	I			K			K
簡易水道	小平浄水場			B+K		L	I			K			K
簡易水道	青梨浄水場			B+K		L	I			K			K
簡易水道	船子浄水場			B+K		L	I			K			K
簡易水道	魚尾浄水場			B+K		L	I			K			K
簡易水道	白水浄水場			B+K		L	I			K			K
簡易水道	神ヶ原浄水場			B+K		L	I			K			K
簡易水道	平原浄水場			B+K		L	I			K			K
簡易水道	麻生浄水場			B+K		L	I			K			K
簡易水道	間物浄水場			B+K		L	I			K			K
簡易水道	八倉浄水場			B+K		L	I			K			K
簡易水道	橋倉浄水場			B+K		L	I			K			K

A: 基準全項目(51)試験

1~51までの項目

B: 原水基準(39)項目試験

1~20、32~47、49、50、51の項目

C: 省略不可能9項目試験

1、2、38、46、47、48、49、50、51の項目

D: 省略不可能12項目試験

10、21~31の項目

G: 細菌2項目試験(1、2の項目)

I: クリプトスポリジウム

K: クリプトスポリジウム指標菌検査

大腸菌(定性)、嫌気性芽胞菌(定量)

L: 水質管理目標設定項目(26項目)

26: 臭素酸

27: 総トリハロメタン

28: トリクロロ酢酸

29: プロモジクロロメタン

30: プロモホルム

31: ホルムアルデヒド

32: 亜鉛及びその化合物

33: アルミニウム及びその化合物

34: 鉄及びその化合物

35: 銅及びその化合物

36: ナトリウム及びその化合物

37: マンガン及びその化合物

38: 塩化物イオン

14: 四塩化炭素

15: 1,4-ジオキシサン

16: シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン

17: ジクロロメタン

18: テトラクロロエチレン

19: トリクロロエチレン

20: ベンゼン

21: 塩素酸

22: クロロ酢酸

23: クロホルム

24: ジクロロ酢酸

25: ジプロモクロロメタン

1: 一般細菌

2: 大腸菌

3: カドミウム及びその化合物

4: 水銀及びその化合物

5: セレン及びその化合物

6: 鉛及びその化合物

7: ヒ素及びその化合物

8: 六価クロム化合物

9: 亜硝酸態窒素

10: シアン化物イオン及び塩化シアン

11: 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

12: フッ素及びその化合物

13: ホウ素及びその化合物

39: カルジウム、マグネシウム等(硬度)

40: 蒸気残留物

41: 陰イオン界面活性剤

42: ジェオスミン

43: 2-メチルインボルネオール

44: 非イオン界面活性剤

45: フェノール類

46: 有機物(TOC)

47: pH値

48: 味

49: 臭気

50: 色度

51: 濁度

水質管理目標設定項目(26項目)

1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下(暫定)
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して0.02mg/L以下、
4	(欠番)	
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
6	(欠番)	
7	(欠番)	
8	トルエン	0.4mg/L以下
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下
11	(欠番)	
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下
16	残留塩素	1mg/L以下
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上 100mg/L以下
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下
19	遊離炭酸	20mg/L以下
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下
23	臭気強度(TON)	3以下
24	蒸発残留物	30mg/L以上 200mg/L以下
25	濁度	1度以下
26	pH値	7.5程度
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、 極力0に近づける
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)
29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下

※ 農薬類はチオファネートメチル、フェニトロチオン、ブタミホスを検査。